

## 北秋田市人事行政の運営等に関する状況について

「北秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、北秋田市の状況を次のとおり公表します。

令和4年12月28日

北秋田市長 津谷 永光

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用、退職の状況（令和3年4月1日～令和4年4月1日）単位：人

令和3年4月1日	退職者数	採用者数	令和4年4月1日
463 (11)	34 (3)	32 (10)	461 (18)

※1 採用者数は令和3年4月2日～令和4年4月1日に採用した人数。

※2 退職者数は令和3年4月1日～令和4年3月31日に退職した人数。

※3 ( ) 内は再任用職員の内数。なお、再任用短時間勤務職員は人数に含まない。

(2) 部門別職員の状況と増減数

単位：人

	職員数		増減数
	令和3年4月1日	令和4年4月1日	
一般行政	262	259	▲3
教育	51	53	2
消防	93	94	1
普通会計 計	406	406	0
公営企業会計 計	57	55	▲2
総合計	463	461	▲2

### 2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（令和3年1月1日現在）	30,864人
歳出額 (A)	28,620,262千円
人件費 (B)	4,298,905千円
人件費率 (B/A)	15.0%
令和元年度の人件費率	15.7%

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.8歳	313,986円	364,528円
技能労務職	53.9歳	302,330円	317,210円
医師職	58.2歳	536,900円	1,302,900円
看護職	48.3歳	325,400円	379,158円

(3) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	181,928円
	高校卒	149,610円
技能労務職	高校卒	142,864円
	中学卒	131,286円
医師職	大学卒	247,900円
看護職	短大卒	200,151円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	11人	4.1%
6級	課長	26人	9.7%
5級	主幹	45人	16.9%
4級	副主幹	56人	21.7%
3級	主査	46人	18.4%
2級	主任	43人	16.1%
1級	主事	35人	13.1%

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和3年度）

区分	期末手当	勤勉手当	
支給割合	6月支給	1.225 (0.675) 月分	0.925 (0.45) 月分
	12月支給	1.125 (0.625) 月分	0.925 (0.45) 月分
	合計	2.35 (1.300) 月分	1.85 (0.90) 月分
加算措置の状況	職務の級に応じて5～15%の加算		

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

②退職手当（令和3年4月1日現在）

区分		退職事由	
		自己都合	早期・定年
支給割合	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額		47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額 ※令和2年度		2,615 千円	18,765 千円

③各種手当（令和3年4月1日現在）

手当名	区分	支給額
扶養手当	配偶者	6,500 円
	父母等	6,500 円
	子	10,000 円
	16歳から22歳までの子1人につき	5,000 円加算
通勤手当	交通機関利用	支給限度額 55,000 円
	自動車等利用	通勤距離により 2,000 円～31,600 円
住居手当	借家等	支給限度額 27,000 円
管理職手当	部長	55,600 円
	課長	40,000 円
	主幹	27,000 円

(6) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料（報酬）月額	期末手当
給料	市長	892,000 円	3.175 月分 ※令和2年度 ただし、6月期市長・ 副市長・教育長は不 支給
	副市長	657,000 円	
	教育長	581,000 円	
報酬	議長	356,000 円	
	副議長	320,000 円	
	議員	302,000 円	

### 3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
15,364日	4,454.3日	417人	10.7日	29.0%

(3) 時間外勤務及び休日勤務の状況（令和3年度）

時間外勤務・休日勤務総時間数	職員1人当たりの時間外勤務・休日勤務月平均時間数
31,995時間	9.2時間

(4) 育児休業の取得状況（令和3年度）

※新規対象者

区分	男性	女性	合計
育児休業取得要件該当者数	14人	3人	17人
うち育児休業取得者	3人	3人	6人
育児休業取得率	21.4%	100.0%	35.3%

(5) 休暇制度の概要（令和3年4月1日現在）

種類	内容
年次休暇	1年に20日（新規採用者は、採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数は、翌年に繰り越すことができる。（20日限度）
病気休暇	負傷または疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

### 主な特別休暇

種類	内容
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。 (年5日以内)
結婚休暇	職員が結婚する場合に与えられる。(5日以内)
出産休暇	女性職員が出産する場合に与えられる。 (産前8週間及び産後8週間)
配偶者出産休暇	職員の妻の出産に伴い入院の付添い等をする場合に与えられる。(2日以内)
家族看護等休暇	家族(配偶者、父母、配偶者の父母、孫、18歳到達年度の3月31日までの間にある子)の看護(負傷し、又は疾病にかかった家族の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。(年6日以内、対象となる家族が2人以上の場合にあっては年10日以内)
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。(親族の区分により定められる日数。最高で連続する7日以内)
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(7月～9月の5日以内)

## 4 職員の分限及び懲戒処分状況

### (1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数(令和3年度)

区分	降任	免職	休職	降格	計
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	9	0	9
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
計	0	0	9	0	9

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数 (令和3年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
信用失墜行為	0	0	0	0	0
一般服務違反	0	0	0	0	0
一般非行	0	0	0	0	0
道路交通法違反 (職務執行中)	0	0	0	0	0
道路交通法違反 (その他)	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

5 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の実績 (令和3年度)

研修名	実施主催	受講職員数
庁外研修		
市町村職員一般研修 (階級別、能力開発研修等)	県・市長会・町村会 (秋田県自治研修所)	41人
庁内研修		
新規採用職員接遇・ビジネスマナー研修	北秋田市	11人
人事評価評価者研修	北秋田市	70人

(2) 職員の人事評価の状況 (令和3年度)

地方公務員法の改正により、北秋田市では従来の勤務評定に替え、平成30年度から人事評価制度を実施しております。評価結果は課長級以上の職員の勤勉手当の成績率及び昇給に反映させているほか、昇格等の参考としています。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実績 (令和3年度)

※会計年度任用職員等を含む

区分	事業所実施の健康診断	人間ドック (共済組合等申込者。 脳ドックを含む)
対象者数	555名	159名
受診者数	542名	156名
受診率	97.7%	98.1%

(2) 被服貸与の状況

北秋田市職員被服貸与規定に基づき、平成 22 年度より年次計画で貸与を実施しております。平成 23 年度に全職員に作業服及びトレパンの貸与が完了し、平成 30 年度からは新規採用職員への貸与に加え、課ごとに必要な雨具、防災具等を順次貸与しております。

(3) 健康セミナー、各種講座等

北秋田市職員は社会保険制度の一環として、秋田県市町村職員共済組合に加入しております。秋田県市町村職員共済組合では毎年「保健講座」や「健康セミナー」、「メンタルヘルス研修会」などを開催しており、当市では職員に対し積極的な参加を呼びかけております。

事業名	参加職員数
保健講座	1名
健康セミナー	8名
ライフプランセミナー	3名
メンタルヘルス研修会	0名

7 その他

(1) 公平委員会の事務に係る業務状況の報告（秋田県人事委員会）

- ①勤務条件に関する措置要求の状況・・・該当なし
- ②不利益処分に関する不服申立ての状況・・・該当なし